

豊川市監査公表第10号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年2月27日

豊川市監査委員	井田哲明
同	鈴木篤男
同	柴田訓成

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

教育委員会庶務課

2 監査の範囲

令和5年4月1日～ 令和6年11月7日

3 監査の実施期間

令和6年9月4日～ 令和6年11月7日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

ア 補助金・交付金・負担金に関する事務について

イ 準公金の取扱事務について

(2) 一般項目

ア 契約に関する事務について

イ 財産の管理に関する事務について

ウ 公金の取扱事務について

エ 庶務に関する事務について

オ 人事に関する事務について

カ 組織に関する事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

- (ア) 豊川市教育振事業費補助事業において、交付申請時に添付する必要書類をもって実績報告書とし、補助金等の交付決定通知をもって補助金等の額の確定通知としているが、その旨が交付要綱に記載されていないため、豊川市補助金等に関する規則第13条及び第14条の規定について必要な事項を明記し、適正な要綱となるよう改正されたい。